



- I. 米国司法省によるパイロットプログラムが適用された事例について
- II. 新興国拠点でのリスク管理としての人権デュー・デリジェンス

2016年
6月号

I. 米国司法省によるパイロットプログラムが適用された事例について

執筆者: 平尾 覚

2016年4月5日、米国司法省は、FCPAに関連した犯罪について、企業が積極的に当局に自主申告することを促進するためのパイロットプログラムを発表しました。

パイロットプログラムの概要ですが、FCPAに関連した犯罪について、企業が自主的かつ迅速に全ての関連する事実を当局に開示し、その捜査に協力するとともに適切な再発防止策等を講じた場合には、量刑ガイドラインにより算定される下限の刑から50%の減軽を得られ、場合によっては、訴追の免除を受けることができるというプログラムです。

逆に、パイロットプログラムにおいては、自主的な申告を行わなかった企業に対しては、たとえその後当局の捜査に協力したとしても、量刑ガイドラインで算定される下限の刑から25%の減軽までしか認めないとしています。

パイロットプログラムが導入された背景には、FCPA関連犯罪について、企業側の捜査協力が充分になされず、特に役職員の訴追に支障を来しているとの当局側の強い懸念が存在すると考えられます。本ニューズレター2015年11月号で紹介したように、2015年9月9日に米国司法長官補であるSally Quillian Yates氏の名前で発出された「Individual Accountability for Corporate Wrongdoing」と題するメモランダム(通称「Yatesメモランダム」)において、米国司法省は、企業側に役職員が犯罪に関与したことを示す証拠を当局に提供することを含め、徹底した捜査協力を求める方針を明らかにしていますが、パイロットプログラムは、このような米国司法省の方針に基づくものです。

パイロットプログラムに対しては、当初、自主的に申告をした企業が実際にメリットを享受できるのか定かでないとして、懐疑的な見方をする法曹関係者も少なくありませんでした。そのような中、最近、パイロットプログラムに基づき、訴追免除がなされた事案が同時に2件公表されました¹。

1件はインターネットサービスプロバイダであるAkamai Technologiesの子会社が中国の国営企業関係者に対して贈賄したとい

¹ <https://www.sec.gov/news/pressrelease/2016-109.html>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

う事案であり、もう1件は、住宅設備メーカーである Nortek Inc.の子会社が中国の公務員に対して贈賄したという事案です。

いずれの事案についても、SEC は、不法利益の没収をした上で、Akamai Technologies 及び Nortek Inc.との間で Non Prosecution Agreement、すなわち訴追を免除する旨の合意をしました。また、米国司法省も両社に対して、訴追を行わない旨明記したレター(Declination Letter)を送付したとされています²。

SEC 及び米国司法省が、訴追を行わないこととしたのは、両社が、社内調査の結果贈賄の事実を発見した後、速やかに当局に自主申告を行い、捜査に全面的に協力をしたからであるとされています。

リニエンシー制度がカルテル摘発の強力なツールとなっていることは周知の事実ですが、パイロットプログラムの運用が積み重ねられることにより、FCPA のエンフォースメントにおいても同様の現象が生じる可能性があります。今後も同プログラムの運用状況に注目していきたいと思えます。

なお、パイロットプログラムの試行期間は1年間とされていますが、その運用状況によっては、その期間が延長される可能性があり、試行実績如何によっては、運用として確立される可能性も多分に有ります。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 弁護士

khirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手がける。

Ⅱ. 新興国拠点でのリスク管理としての人権デュー・デリジェンス

執筆者: 渋谷 卓司

英国で昨年3月に制定され10月に施行された Modern Slavery Act 2015 (現代奴隷法)においては、年間の売上高が3600万ポンドを超え、かつ、英国でビジネス活動を行う企業等に対して、サプライチェーンを含む事業活動における強制労働と人身取引を防ぐための取組を公表する義務を課しています。

このように法令で義務付けられる場合に限らず、昨今、企業においては、人権デュー・デリジェンス実施の必要性がより意識されるようになってきました。人権デュー・デリジェンスとは、2010年に採択された ISO 26000(企業の社会的責任に関する国際規格)、2011年に国連人権理事会が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」といいます。)、同年に改訂された OECD「多国籍企業行動指針」等で見られる概念で、「指導原則」に即して言えば、人権への負の影響を特定・防止・軽減・対処するために実施する一連のプロセスを指します。人権侵害リスクの観点からサプライチェーンをチェックすることと捉えられる場合もありますが、本来的にはそれに限定されるものではなく、自社内の状況はもとより、バリューチェーンも対象になるものです。また、一度限りのチェックにとどまるものというよりは、人権侵害リスクの特定・評価、対処・改善、フォローアップといった PDCA を回すこととされています。

上記のとおり、人権デュー・デリジェンスという概念は新しいものと言えます。そもそも、国際的枠組みで、ビジネスと人権の問題が議論されるようになったこと自体、比較的最近のことと言ってよいでしょう。私は、2001年から2004年にかけて、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官として、国連人権委員会³における国際人権問題の議論や人権関連条約等の策定・交渉作業に参画していましたが、企業、特に、いわゆる先進国の多国籍企業による「人権問題」が活発に提起されるようになったのはちょうどその頃だったように記憶しています。

企業においては、ISO 26000 の影響もあってか、人権問題という CSR というイメージが強いかと思います。その認識はもちろん正しいのですが、国際人権の議論の現場にいて現在危機管理案件に従事する私の経験に照らすと、人権問題は、正にリスク

² <http://www.reuters.com/article/us-sec-corruption-idUSKCN0YT27F>

³ 国連人権理事会の前身です。

管理の問題であり、特に新興国拠点においては、多くの企業にとって、そのリスクは文字通りリアルリスクと言ってよいと思います。

この点は、贈賄問題と比較対照するとイメージしやすいかと思います。人権問題と贈賄問題には多くの共通点があると考えられます。十年前、多くの日本企業にとって、ビジネスにおける贈賄リスクは無縁のものだと考えられていたと思います。確かに国内においてはそうですが、国内とはビジネス環境を異にする海外拠点等国外でのビジネスにおいては必ずしもそうでないことは今や常識になっています。国内と海外とでは、国家のガバナンス能力、格差を含む社会経済基盤、文化慣習の違いなどにより、取引先、エージェント、当局公務員等、ビジネスに関わる社外関係者の行動に対する予測可能性・管理可能性の度合いに大きな違いがあります。そうした実態を踏まえて、各企業において、必要とされる調査確認を経ないまま現地エージェント等を起用し贈賄リスクに巻き込まれることを回避するために、契約締結に先立ち贈賄デュー・デリジェンスを実施し、締結後も随時モニタリングを行うことは、グローバル・コンプライアンス上不可欠となっています。人権侵害リスクについても正に同じことが当てはまります。多くの日本企業にとって、国内において、人権侵害等をすることなくビジネスを遂行することは言われるまでもないことであり、主要なリスク要因として認識されていないかもしれませんが、海外では様相が一変します。実際に、欧米企業を含めグローバル企業による、児童労働、低賃金労働、先住民問題、環境破壊等の人権侵害が問題とされた著名事例の多くは、アジア、アフリカ等の新興国を舞台とするものでした。「現代奴隷法」と題する法律が新たに制定されたことから明らかなように、児童労働、人身売買は新興国や途上国を中心にいまだ全世界に存在する事象であり、今後一朝一夕に根絶することが見込まれるものでもありません。むしろ難民の増加がこうした病理現象に拍車を掛けることすら懸念されます。このようなグローバルなビジネス環境におけるサプライチェーン等、ビジネスパートナーも含めた人権侵害リスクを直視した上で、それを防止・軽減・対処するために、PDCA を回すというのが人権デュー・デリジェンスということになります。

上記のほか、リスクが現実化した際のダメージの大きさや、「取引先が勝手にやったことで当社は関知しない」との弁解が通用しない点も、贈賄リスクとの共通点として挙げられると思います。

このように共通点がある一方、企業による人権侵害リスクには贈賄リスクとは異なる面もあり、その部分がより一層人権デュー・デリジェンスを必要とする要因ともなります。贈賄リスクの場合、最もエクスポージャーが大きいリスクとして念頭にあるのは、新興国が舞台であったとしても、欧米当局による摘発(とそれに派生する)リスクではないかと思われます。これに対し、企業による人権侵害リスクが現実化した場合には、より端的に新興国政府や住民との対立構造が生まれ、拠点内でのビジネス存続の危機につながるやすい点に留意する必要があります。その背景として、国連等での「ビジネスと人権」に関する議論にも端的に見られるように、この問題には「南北問題」という国際政治的文脈があることを企業としても強く意識しておく必要があります⁴。すなわち、この論点に関する新興国側の典型的な主張の1つは、極めて単純化して言うと、「先進国は、途上国の人権保障が不十分だと言うが、先進国に本拠を持つグローバル企業は途上国の人民や環境を食い物にしその犠牲の下に暴利を貪っているではないか。」というものです。もちろん政治的なバイアスのかかった議論ではありますが、万一、新興国拠点において、たとえば、サプライヤーによる児童労働問題等が発覚し、人権侵害リスクが現実化した場合には、正に上記のようなステレオタイプ化した構図が当てはまることとなります。当然、地域の住民や政府の反発は強くなることを想定しなければなりません。実際、新興国における人権侵害を問題とされたグローバル企業の事例においては、大規模な反対デモやそれに伴う工場の操業停止といった事態に発展した事例も複数見られます。こうした場合、当該問題が形式的に現地法に適合しているかどうかはもはや問題にすらなりません。すなわち、人権侵害リスクは、国際 NGO に批判される、SNS で不買運動を提案されるといったレピュテーション上の問題にとどまらず、当地での事業活動の存続を直接左右するインパクトを持ち得る点に留意する必要があります。

人権デュー・デリジェンスは、こうしたリスクを適切に管理するためのビジネスマネジメント手法として位置付けることが必要です。考えてみると、このようなビジネス環境自体は、どの企業にも共通するものであり、特定の企業に有利だったり不利だったりするものではありません。そうであれば、より効果的・効率的にリスク要因に対処することにより、他社と比べて競争上有利な地位に立つことも可能ということになります。さらに、近年は、自ら人権に関する取組・施策を公表し積極的に発信する企業も出ています⁵。攻めの企業戦略としてのリスク管理の一環として、実現可能なところから、人権デュー・デリジェンスを導入推進することが求められていると言えるでしょう。

⁴ たとえば、国連人権理事会は、2014年6月、「国際企業その他の企業と人権に関する国際的に法的拘束力を有する文書を策定するための作業部会」を設置することを決議しましたが、当該決議は、票決の末、賛成 20、反対 14、棄権 13 で可決されたものであり、途上国、新興国の多くは賛成票を投じる一方、日米欧を含む先進国は反対票を投じています。

⁵ 「指導原則」においても、取組に関する情報開示の重要性が指摘されています(原則 21)。



しぶ や たかし
渋谷 卓司

西村あさひ法律事務所 弁護士
ta_shibuya@jurists.co.jp

クロスボーダーを含む危機管理、コンプライアンスを中心とする企業法務に従事。国際カルテル・外国公務員贈賄問題対応、会計不正等に関する調査・当局対応、アジア拠点をはじめとする海外子会社等の役員・職員による不正・不祥事に対する調査・法的措置・再発防止策に関する助言、贈賄防止体制構築支援等、企業が直面する様々な問題事象への対応をサポートしている。1990年慶應大学法学部卒業。2004年ジュネーブ国際大学経営学修了(MBA)。1992年検事任官。東京地検特捜部、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等での勤務を経て、2010年退官し弁護士登録とともに当事務所入所。2013年よりパートナー弁護士。

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。